

1. いじめの認知件数と解消件数

	児童生徒数	いじめの認知について						いじめの解消について		
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	比較	認知率	解消済 ※解決から 3 か月経過	解消に向けて 取組み中	その他
松伏小	621	274	224	199	93	-106	15.0%	68	25	0
金杉小	173	83	61	43	48	+5	27.7%	32	16	0
松二小	350	109	90	75	80	+5	22.9%	66	14	0
小学校合計	1144	466	375	317	221	-96	19.3%	166	55	0
松伏中	244	12	13	17	19	+2	7.8%	17	2	0
松二中	429	66	57	38	41	+3	9.6%	29	12	0
中学校合計	673	78	70	55	60	+5	8.9%	46	14	0
松伏町合計	1817	544	445	372	281	-91	15.5%	212	69	0

※ いじめが「解消している」状態
①いじめに係る行為の解消；被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2. いじめの認知件数の学年別内訳

	学年別						
	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
松伏小	23	15	21	25	8	1	93
金杉小	6	8	19	9	4	2	48
松二小	7	23	10	16	19	5	80
小学校合計	36	46	50	50	31	8	221
松伏中	11	6	2				19
松二中	17	16	8				41
中学校合計	28	22	10				60

3. いじめの態様（複数回答可）

	小学校 合計	中学校 合計	松伏町合計	R7の割合	R6の割合
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	154	14	168	66.1%	59.4%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	12	0	12	4.7%	4.2%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	56	2	58	22.8%	24.9%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	1	1	2	0.8%	1.2%
金品をたかられる。	0	0	0	0.0%	0.2%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	10	1	11	4.3%	2.7%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	0	1	1	0.4%	5.7%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	2	0	2	0.8%	1.5%
卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。	0	0	0	0.0%	—
その他	0	0	0	0.0%	0.0%

4. いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」発生件数

	松伏小	金杉小	松二小	松伏中	第二中	計
発生件数	0	0	0	0	0	0

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。